

変更内容(見舞金制度のご案内)

	新	旧
<p>【追記、記載番号の変更】</p> <p>【追記、記載番号の変更】</p> <p>【追記、記載番号の変更】</p> <p>【新規】</p> <p>【文言変更】</p> <p>【文言変更】</p>	<p><b>1, 事故報告書について</b></p> <p>(1)「事故報告書」「見舞金請求書」「診断書」のフォーマット書式は連盟HPより所属支部を通しダウンロードしてください。</p> <p>(2)フォーマット用紙は当該年度の書式をご使用ください。</p> <p>(3)報告書提出期限:事故発生日から10日以内に<b>東連事務局</b>に提出してください。</p> <p>(4)支部公印、支部長名、当日現認者等の記名押印もお願いいたします。</p> <p>(5)支部担当者は該当選手がシステム登録をされていることを確認のうえ、<b>チーム登録ID</b>を記入し提出してください。</p> <p>(6)未登録選手に見舞金が支払われた場合、<b>所属支部</b>に返還請求を行います。</p>	<p><b>1, 事故報告書について</b></p> <p>(1)事故報告書は当該年度の書式をご使用ください。</p> <p>(2)報告書提出期限:事故発生日から10日以内ですみやかに提出してください。</p> <p>(3)「報告書」「請求書」「診断書」のフォーマット用紙は連盟HPより所属支部を通しダウンロードして下さい。</p> <p>(4)提出元の支部は該当選手が登録されていることを確認の上、登録申込書の写しを添付してください。</p> <p>(5)未登録選手に見舞金が支払われた場合、提出元の支部に返還請求を行います。</p>
<p>【追記】</p> <p>【文言変更】</p> <p>【削除(2)にまとめる】</p>	<p><b>2, 見舞金請求書について</b></p> <p>(1)支部担当者は該当選手の<b>氏名、生年月日</b>を登録情報と照合し、必要事項に記入漏れが無いことを確認のうえ、<b>原本</b>を提出してください。</p> <p>(2)支部公印を押印のうえ、「支部長」「支部見舞金担当者名」の記名押印もお願いいたします。</p> <p>(4)金融機関名、口座番号等の記入は、くれぐれもお間違えのないようお願いいたします。<b>組戻し、再振込等の手数料が発生した場合</b>には支払金額より差し引かせていただきます。</p>	<p><b>2, 見舞金請求書について</b></p> <p>(1)支部見舞金担当者の方が該当者氏名、住所、生年月日を登録申込書と照合し、必要事項に記入漏れが無いよう、ご確認のうえ提出してください。</p> <p>(2)支部公印を押印し提出して下さい。</p> <p>(4)金融機関名、口座番号等の記入は、くれぐれもお間違えのないようお願いいたします。記入していただいた口座番号に不備があった場合は、再振込手数料を支払金額より引かせていただきます。</p> <p>(5)「当日現認者(審判員)」「支部長」「支部見舞金担当者名」の欄に必ず記入の上、ご提出下さい。</p>
<p>【新規】</p> <p>【文言変更、記載番号の変更】</p>	<p><b>3, 診断書について</b></p> <p>(2)「治療を担当した医師が記入するところ」には書き加えないでください。(偽造にあたります)</p> <p>(3)診断書にも<b>お名前(該当者名)</b>を必ず記入し、原本を提出してください。(名前未記入により本人確認が出来ない場合があります。)</p>	<p><b>3, 診断書について</b></p> <p>(2)診断書にも<b>該当者氏名を必ず明記して下さい。※名前未記入により本人確認出来ない場合があります。</b></p>
<p>【追記】</p>	<p><b>6, 見舞金の対象となるのは</b></p> <p>◎選手登録後、当該年度の下記大会等が対象となります。 ※追加登録の場合はシステム登録日(支部が承認した日)から対象</p>	<p><b>6, 見舞金の対象となるのは</b></p> <p>◎選手登録後、当該年度の大会が対象となります。</p>
<p>【追記、記載番号の変更】</p> <p>【記載番号の変更】</p> <p>【文言変更、記載番号の変更】</p> <p>【文言変更】</p>	<p><b>8, 見舞金の審査及び支給について</b></p> <p>(1)審査委員会は毎月1回を予定しています。<b>件数が少ない場合には翌月に持ち越されます。</b></p> <p>(2)審査委員会終了後に、支部見舞金担当者へ書面にて支払い通知をお送りいたします。</p> <p>(3)承認された見舞金支払いは、2週間以内に本人の指定口座に振込みます。</p> <p>(4)見舞金審査委員会では受傷者から提出された見舞金請求書、診断書を確認し、早見表に基づき審査、等級認定を行い見舞金を支給する。</p>	<p><b>8, 見舞金の審査及び支給について</b></p> <p>(1)不備なく受領された案件については、審査終了後2週間以内を目安に本人指定の口座に振込みます。</p> <p>(2)審査委員会は毎月1回を予定しています。</p> <p>(3)審査委員会終了後に、該当支部見舞金担当者へ書面にて支払い通知をお送りいたします。</p> <p>(4)見舞金審査委員会では事故傷害者から見舞金請求書、診断書が提出された時は、早見表に基づき審査し、事故傷害の等級認定を行い、該当する見舞金を事故傷害者に対し支給する。</p>

## 見舞金制度のご案内

### 1, 事故報告書について

- (1) 「事故報告書」「見舞金請求書」「診断書」のフォーマット書式は連盟HPより所属支部を通しダウンロードしてください。
- (2) フォーマット用紙は当該年度の書式をご使用ください。
- (3) 報告書提出期限：事故発生日から10日以内に東連事務局に提出してください。
- (4) 支部公印、支部長名、当日現認者等の記名押印もお願いいたします。
- (5) 支部担当者は該当選手がシステム登録をされていることを確認のうえ、チーム登録IDを記入し提出してください。
- (6) 未登録選手に見舞金が支払われた場合、所属支部に返還請求を行います。

### 2, 見舞金請求書について

- (1) 支部担当者は該当選手氏名、生年月日を登録情報と照合し、必要事項に記入漏れが無いことを確認のうえ、原本を提出してください。
- (2) 支部公印を押印のうえ、「支部長」「支部見舞金担当者名」の記名押印もお願いいたします。
- (3) 「本人記入欄」はご本人がご記入ください。
- (4) 金融機関名、口座番号等の記入は、くれぐれもお間違のないようお願いいたします。  
組戻し、再振込等の手数料が発生した場合には支払金額より差し引かせていただきます。

### 3, 診断書について

- (1) 所属支部より「東連指定の診断書フォーマット」を取り寄せご使用ください。
- (2) 「治療を担当した医師が記入するところ」には書き加えないでください。(偽造にあたります)
- (3) 診断書にもお名前(該当者名)を必ず記入し、原本を提出してください。  
(名前未記入により本人確認が出来ない場合があります)

※「病院等の領収証」については、こちらから要望のある場合を除き必要ありません。

### 4, 請求書と診断書の提出期限について

- (1) 請求書は治療完了後に提出してください。治療完了前に提出されても、治療が完了したものと審査いたします。
- (2) 事故報告書未提出及び、治療完了後(死亡後)1年を経ても、請求がない場合は受給資格を喪失したものとみなします。

### 5, 見舞金の有効期限について

- (1) 有効期限は、事故報告書受付日から3年間とし、この間に請求がなかった場合は請求権は消滅します。
- (2) 請求後に処理された見舞金資料の保存期間は3年間とする。

### 6, 見舞金の対象となるのは

◎選手登録後、当該年度の下記大会等が対象となります。※追加登録の場合はシステム登録日(支部が承認した日)から対象

- (1) 公益財団法人東京都軟式野球連盟が主催、後援する大会。
- (2) 公益財団法人東京都軟式野球連盟が主催及び主管する大会の予選大会及び上部大会。
- (3) 公益財団法人東京都軟式野球連盟が書面にて正式に委託を受けた諸事業各種。
- (4) 公益財団法人東京都軟式野球連盟及び加盟支部が主催する講習会。

※球場及び施設に入場してから退場までの間を対象とする。

### 7, 見舞金支払規程早見表

(公財)東京都軟式野球連盟慶弔・見舞金規程 第8条第1項に基づく。

号	該 当 内 容	請 求 書	診 断 書	金 額
1	死亡の場合	必 要	必 要	100,000
2	入院加療 6 週間以上、又は通院加療3ヶ月以上	必 要	必 要	50,000
3	入院加療 4 週間以上、又は通院加療2ヶ月以上	必 要	必 要	40,000
4	入院加療 3 週間以上、又は通院加療1ヶ月以上	必 要	必 要	30,000
5	入院加療 2 週間以上、又は通院加療3週間以上	必 要	必 要	20,000
6	入院加療 5 日以上、又は通院加療 1 週間以上	必 要	必 要	15,000

### 8, 見舞金の審査及び支給について

- (1) 審査委員会は毎月1回を予定しています。件数が少ない場合には翌月に持ち越されます。
- (2) 審査委員会終了後に、支部見舞金担当者へ書面にて支払い通知をお送りいたします。
- (3) 承認された見舞金支払いは、2週間以内に本人の指定口座に振込みます。
- (4) 見舞金審査委員会では受傷者から提出された見舞金請求書、診断書を確認し、早見表に基づき審査、等級認定を行い見舞金を支給する。
- (5) 見舞金審査委員会は、理事及び運営委員の中から理事会で選任された見舞金審査委員で構成される。
- (6) 早見表第1号の死亡の場合の見舞金は民法の定めに基づき支給する。

## 見舞金請求の流れ 事故発生



- ①当日現認者(審判員等)は負傷された方のチーム名、名前、事故の事実確認をする
- ②事故報告書を速やかに支部事務局(担当者)に提出する
- ③事故発生日より10日以内に、支部事務局(担当者)から東連事務局へ提出する



その事故が直接原因となり、入院加療5日以上、または通院加療が1週間以上になった場合  
(2回以上の通院が必要です)



- ①支部事務局(担当者)から見舞金請求書、東連指定診断書フォーマットを取り寄せる
- ②治療完了後に指定診断書を取得し、必要事項を記載した見舞金請求書とともに支部事務局(担当者)に提出する
- ③支部事務局(担当者)より指定診断書と見舞金請求書を東連事務局に提出する(原本提出)  
※診断書は当該年度の指定フォーマットをご使用下さい。連盟HP事務局担当者ページからもダウンロード可能です。  
 ※診断書は治療完了後(又は中止時)に医療機関にご依頼ください。手数料は自己負担となります。  
 ※振込先の金融機関名、口座番号はお間違えのないようお願いいたします。  
組戻し、再振込等の手数料が発生した場合には支払金額より引かせていただきます。



- ①審査委員会で審査します  
※審査委員会は毎月1回を予定しています。件数が少ない場合には翌月に持ち越されます。
- ②審査結果は支部見舞金担当者に通知します  
※該当者への連絡(お支払日等)は、支部担当者の方からお願いします。
- ③承認された見舞金支払いは、2週間以内に本人の指定口座に振り込みます

